

# 青梅市国際交流基金条例

平成元年12月25日  
条例第44号

改正 平成3年3月30日条例第19号

平成9年3月31日条例第8号

(設置)

第1条 市民または市内の団体が、市民の国際意識の高揚ならびに国際交流の普及および推進を目的として実施する活動を援助し、もって市民の国際交流活動の円滑化を図り、国際親善に寄与するため、青梅市国際交流基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 前条の目的のための寄付金は、基金として積み立てるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより、基金に積立てすることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益金は、予算に計上して、この基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する援助を行う場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成3年3月30日条例第19号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

付 則（平成9年3月31日条例第8号）

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、改正前の青梅市スポーツ振興基金条例、青梅市国際交流基金条例または青梅市芸術文化奨励基金条例の規定にもとづいて積み立てられた資金については、改正後のそれぞれの条例の規定にもとづいて積み立てられた資金とみなす。